

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A016714
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人環境科学技術研究所

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	放射性物質、放射線の環境および人への影響等環境安全に関する調査・研究並びにその技術や情報を提供する事業。
公 2	放射性物質等の環境安全に関する調査・研究によって得られた成果等を活用し、原子力と環境のかかわりについて理解を深める等の普及啓発事業。
公 3	研究所の研究者、技術者および施設・設備等を活用し、原子力および環境研究等を担う人材の育成を支援する事業。

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	放射性物質、放射線の環境および人への影響等環境安全に関する調査・研究並びにその技術や情報を提供する事業。	80.9

[1] 事業の概要について (注1)

1. 調査及び研究の概要

当研究所は、平成2年に「原子力と環境のかかわり」の解明を目的として設立された。研究所の調査・研究は、原子力の開発・利用に伴う環境安全の確保に資するため、地域環境における放射線の線量分布や放射性物質の分布・移行及びこの移行に及ぼす地域特性の影響等に関する調査・研究、並びに低線量放射線の生物影響に関する調査・研究等を中心に進めている。

環境放射能等に関する調査・研究では、これまで青森県全域を対象に環境放射線の線量分布や放射性核種の分布を調査するとともに、原子力施設からの排放射線核種による放射線被ばく線量評価のため、気圏、陸圏及び水圏それぞれにおける放射性核種の移行及び被ばく線量の評価モデルを確立し、さらに最新の科学データを取り入れ、これらを統合した高度な総合的環境移行・線量評価モデルの構築を行っている。

また、六ヶ所村に立地する我が国唯一の商業用大型再処理施設から排出される放射性炭素やトリチウム等の放射性核種に由来する放射線被ばく線量を把握するため、大気から作物、海水から海産生物への移行・蓄積並びに体内の代謝等についての研究を進めている。

さらに、当研究所が有している国内外で最も低い線量率の放射線照射が可能な施設を用いて、低線量率放射線が人体に及ぼす影響に関する研究を実験動物を用いて進めているところである。特に、低線量率放射線の長期連続照射による寿命への影響研究に引き続き、子孫への継世代影響に関する調査・研究を行うとともに、生体防御機能やDNA修復遺伝子に関する調査・研究等、低線量放射線による発がんのメカニズムに関する分子レベル、細胞レベルの調査・研究を進めている。

これらの調査・研究によって得られた知見や技術・情報、ノウハウ等を公表するとともに、国内外の大学等の教育機関及び原子力の研究開発を行っている機関等との共同研究を進めている。また、学術的に貴重な成果は、原著英語論文として世界に発信している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所から環境中に多くの放射性物質が放出され、その影響について各研究機関等において調査が進められている。当研究所でも、国並びに福島県と協力し、その影響等の調査を進めている。また、青森県をはじめとする多くの公共機関から放射性物質の測定、分析調査等の依頼があり、可能な範囲でこれらに協力している。

2. 事業実施のための財源

当研究所における調査・研究は、国から青森県へ交付される大型再処理施設放射能影響調査交付金を基に、青森県からの調査委託費及び運営費補助金等を主たる財源として実施されている。この調査委託費は、会計年度ごとに青森県との委託契約により、また、運営費補助金は当所の事業計画に基づき青森県に対して事業内容を説明したのちに補助される。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号及び第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	当研究所は、既存の原子力関係研究機関との緊密な連携のもとに、環境安全に関する調査・研究を進め、その成果や技術・情報の提供を行うことにより、原子力と環境のかかわりについての理解増進を図り、もって原子力開発利用の円滑な発展に寄与すべきとの社会の要請に応じ、設立された。当研究所は、これまでも、また、今後もこの設立趣旨に添った調査・研究活動を進め、社会の発展に寄与することを目指している。
16	当研究所は、「原子力と環境のかかわり」の解明を目的として設立され、これまで環境放射能及び低線量率放射線が人体に及ぼす影響等について調査・研究を行ってきた。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	1.この事業は、青森県からの調査委託に基づき実施されているため、毎年度、その成果を取り纏め青森県に対して報告しているところである。青森県は、その報告書を県内の自治体及び関係研究機関等へ配布し、また、誰でも閲覧できるようにしており、公表に制限を設けていない。なお、研究所自らも関係学会等において研究成果の公表を行っている。 2.当研究所における調査・研究は、その成果を一般の方を対象とする成果報告会を開催し、解りやすく解説することにより、調査・研究に対する理解を深めている。併せて、研究所のホームページに掲載することによって情報を提供するとともに、閲覧を希望する場合には、制約を設けることなく開示することとしている。 3.当研究所の調査・研究については、課題ごとに学識経験者等を中心とする調査検討委員会を設け、そこでその内容を毎年度審議し、必要に応じて評価を受けている。 4.当研究所は、40数名の研究者を擁し、研究のほとんど全てを当研究所で実施している。	社会的ニーズに答えるため、当研究所は国内外の他機関にはない施設・設備を有している。これらを用いた試験研究は、他機関ができない技術・情報を社会に提供している。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	放射性物質等の環境安全に関する調査・研究によって得られた成果等を活用し、原子力と環境のかかわりについて理解を深める等の普及啓発事業。	6.0

[1] 事業の概要について (注1)

1. 事業の概要

青森県の下北半島には、国内初の商業用大型再処理施設をはじめとする原子力関連施設が数多く立地されており、その安全性に対する県民の意識・関心は非常に高い。当研究所は、設立目的として、環境安全に関する調査・研究を進め、その技術・情報の提供等を行うことによって原子力と環境のかかわりについての理解増進を図ることとしている。この設立目的に基づき、公的な研究機関として、放射性物質等の環境安全や生物影響等に関する調査・研究を進め、得られた研究成果等とおして、青森県のみならず国内においても、原子力の平和利用に対する理解を深めるための事業を進めている。

これらの活動として、研究所の調査・研究活動で得られた成果等について、青森県内外において成果報告会等を開催し紹介するとともに、研究所のホームページによる公表、年報や環境研ニュース等の印刷物の発行等、研究情報発信活動を行っている。また、小中学生を対象に、原子力についての基本的理解を増進するための理科教室等の開催などの取り組みも行っている。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質の影響についてプレス等をはじめとして、各方面からその影響等についての問い合わせがよせられ、これまでの調査・研究の成果等を踏まえた対応をするとともに、講演の依頼及び資料提供等にも対応している。

2. 事業実施のための財源

本事業は、青森県からの研究情報発信事業委託及び自己資金により行われている。一般住民等に対する研究成果報告会、説明会等は、委託費の研究情報発信事業を財源として行われている。ホームページによる研究情報の公開、印刷物の発行、理科教室の開催等は、賛助会費等の自己資金を財源としている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、公1の事業として行われる調査・研究により得られた成果を制限を設けることなく不特定多数の方々に発信し、原子力と環境のかかわり等について理解の増進を図ることを目的とし、もって原子力開発利用の円滑な発展に寄与するとともに、地域社会の健全な発展を目的とした事業であるとする。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>1.当研究所の調査・研究は、青森県からの調査委託に基づき実施されているため、毎年度、その成果を取り纏め青森県に対して報告しているところである。青森県は、その報告を誰でも閲覧できるようにしており、公表に制限は設けていない。また、当研究所として、調査及び研究の成果を一般の方々を対象とした研究成果報告会等を実施するとともに、研究所のホームページにおいて誰でもがアクセスできる環境を整えている。さらに、調査研究の成果として取り纏めた報告書等は、誰でも閲覧することが可能である。</p> <p>2.研究成果等の報告会は、県内はもとより、県外においても出来るだけ多くの方が集まる場所を選定し、開催場所、日時等については、新聞折り込み、ホームページ、ポスターの掲載により広告し、制限を設けずに希望者の参加を受け入れている。</p> <p>3.報告会等の開催については、直接事業を担当する研究者及び専門の職員がこれに当たり、質問やアンケート等によりきめ細かく対応している。</p> <p>4.この普及活動は、全て当研究所の研究員及び専門の職員で実施している。</p>	参加料については無償で行っている。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 3	研究所の研究者、技術者および施設・設備等を活用し、原子力および環境研究等を担う人材の育成を支援する事業。	0.0

[1] 事業の概要について (注1)

1. 事業の概要

青森県六ヶ所村を中心とした地域は、商業用大型再処理施設をはじめとする原子力施設及び関連施設が数多く立地している。それら施設等に勤務する者や勤務先として希望する者等に対し、当研究所の研究施設及び放射性同位元素使用施設を活用し、研究者及び技術者が適切、かつ的確な指導、助言を行うことによって、原子力及びそれに関連する人材の育成支援を行う。

当研究所は、これまでも、青森大学、八戸工業大学等地域の教育機関からの学生をはじめ、首都圏の学生をも受け入れ、放射線管理区域等における実習に協力し、当研究所の研究施設の有効利用を進めてきた。また、研究機関としての特性を生かし、地元の原子力施設への勤務を希望する者等を対象として、資格取得のための教育の場の提供等人材育成の支援を進めている。

今後、青森県の協力を得て、東北大学、八戸工業大学、日本原子力研究開発機構等の教育・研究機関と連携し、原子力関連分野における人材育成事業を支援することを目指す。

2. 事業実施のための財源

本事業は、青森県としても本格的に推進することを表明し、国の支援等を含め働きかけを強めているが、財源的にはまだ確立されたものとはなっていない。当研究所としては、自己資金等によりある程度の実績を積み上げてきているところである。これまで東北大学、八戸工業大学等が六ヶ所村に拠点を整備しつつあるが、研究を実施するには十分といえない状況である。当研究所はそれらの設備を有している。研究所としては、賛助会費等の自己資金を財源に、原子力関連分野における人材育成の支援を進める。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 3
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、教育機関及び原子力関連機関等が行う研修・教育等への支援として、研究所が持つ知識・技術等の提供を通じて、優秀な地域人材の育成・確保を支援するとの観点から地域社会の健全な発展を目的とした事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>1.本支援事業は、教育機関及び原子力関連機関等が行う放射線や原子力に関連する教育・実習等に対して、当研究所が持つ専門的な知識・技術等を提供することでこれを支援するものである。我が国の原子力行政の推進に貢献することとなるほか、教育レベルの質的向上と技術レベルの能力向上に寄与するものである。</p> <p>2.ア 放射線及び原子力に関連する基礎知識から専門的な技術まで研究所として可能な限り協力することとしており、利用に当たっての特別な制限は設けていない。</p> <p>2.イ 支援依頼を受ける教育・実習等の内容については、研究所の研究者(各分野の博士号取得者)及び専門の技術職員等が支援し、研究設備や備品等を直接活用した実技指導等、きめ細かく対応している。</p> <p>2.エ 本支援事業は、他の公益機関(自治体、教育・研究開発機関・公益増進団体等)が行う教育・実習等に限り、知識・技術の提供を行うものであり、業界団体の販売促進、宣伝等に活用されているものではない。</p>	放射線、原子力に関わる実践的な教育・実習等への支援は、当研究所が持つ施設設備と人材をフルに生かすことが可能である。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。